

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月8日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱（平成17年山鹿市告示第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「もの」の次に「。ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業、雇用政策等への関与が大きいと認められるものについては、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、この要綱による改正後の山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。